

# 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少など、一定の条件に該当する時に、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免を行います。

## 《国民健康保険税》

対象	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯 ・世帯の主たる生活維持者の事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること ・世帯の主たる生活維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ・減少が見込まれる世帯の主たる生活維持者の事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること													
減免額	①に該当するとき 全額 ②に該当するとき 下記の表1によって算出した減免対象国民健康保険税額に、表2に基づく減免の割合を乗じた額	表 1	表 2											
	$\begin{aligned} & \text{減免対象国民健康保険税額} = \\ & (\text{世帯全体の国民健康保険税額}) \\ & \times (\text{主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額}) \\ & \div (\text{主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の前年の合計所得金額}) \end{aligned}$	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2
前年の合計所得金額	減免の割合													
300万円以下	10分の10													
400万円以下	10分の8													
550万円以下	10分の6													
750万円以下	10分の4													
1000万円以下	10分の2													
減免の対象となる国民健康保険税	納期限が、令和3年4月1日から令和4年3月31日までのもの													

## 《介護保険料》

対象	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者（65歳以上） ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第1号被保険者（65歳以上） ・事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること ・世帯の主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること ・減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること							
減免額	①に該当するとき 全額 ②に該当するとき 下記の表1によって算出した減免対象介護保険料額に、表2に基づく減免の割合を乗じた額	表 1	表 2					
	$\begin{aligned} & \text{減免対象介護保険料額} = \\ & (\text{第1号被保険者の保険料額}) \\ & \times (\text{主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額}) \\ & \div (\text{主たる生計維持者の前年の合計所得金額}) \end{aligned}$	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>210万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>210万円超</td> <td>10分の8</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減免の割合	210万円以下	10分の10	210万円超	10分の8
前年の合計所得金額	減免の割合							
210万円以下	10分の10							
210万円超	10分の8							
減免の対象となる介護保険料	納期限が、令和3年4月1日から令和4年3月31日までのもの							

## 《後期高齢者医療保険料》

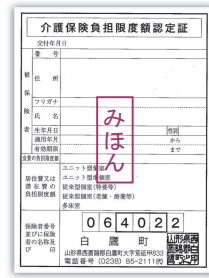
後期高齢者医療保険料の被保険者においても、国民健康保険税の減免に準じた減免を行います。詳しい内容については、7月の保険料納入通知書発送の際にチラシを同封させていただきます。

申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】税務出納課町民税係 ☎ 85-6132（直通）

## ■ 介護保険負担限度額認定証の更新受付を開始します

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方に、介護保険係から申請書を送付します。対象の方は、更新の手続きをお願いします。



介護保険負担  
限度額認定証

●申請期間 7月15日(木)～30日(金)

※平日のみ

午前8時30分から午後5時15分まで

●申請場所 健康福祉課

(健康福祉センター内)

【問い合わせ】

健康福祉課介護保険係

☎86-0213

## ■ 「困ったら一人で悩まず行政相談」

行政相談委員は、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人の業務など役所の業務に対する苦情、要望、意見などの相談を住民の皆さまより受け付け、相手機関との間に立って、相手機関の自主的な改善が促されるよう働きかける仕事をしています。相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

●いつ 7月29日(木)

午後1時30分～3時30分

●どこで 中央公民館

【問い合わせ】

総務省山形行政監視行政相談センター

☎023-632-3113

町民課くらし環境係

☎85-6131

《行政相談委員》

・田中恵治さん

☎85-4120

・大村奈保子さん

☎85-2085

各届出は期間内に忘れずに提出してね



## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童の福祉増進のために支給されます。

### ●特別児童扶養手当を受給できる方

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を養育している父母または養育者。

※次の場合などは、対象になりません。

- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ・養育者の所得が一定額以上の場合

### ●所得状況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、8月12日～9月13日までの間に所得状況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、所得状況届の提出がないと8月分以降の手当を受けることができません。忘れずに、早めに提出ください。

■支給内容(4月、8月、11月の3期に分けて支給します。)

障害等級	1級	2級
手当月額	52,500円	34,970円

■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限	配偶者・扶養義務者(同居の直系血族および兄弟姉妹)の所得制限
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。